令和８年度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

伊 賀 市 監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 報 告 書

1　伊賀市監査基準への準拠

この監査は、伊賀市監査基準に準拠して実施した。

2　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項及び第４項の規定に基づく定期監査

3　監査の期間及び対象

対面監査

実施年月日	監　査　対　象
令和８年８月 25 日	たまたき保育所　あやま保育所　島ヶ原保育所　しろなみ保育所
10 月１日	こども政策課　地域包括支援センター・障がい者相談支援センター 生活支援課　医療福祉政策課　保険年金課･国民健康保険阿波診療所 保育幼稚園課　障がい福祉課
10 月６日	介護高齢福祉課　こどもの育ち支援課・子育て支援室　教育施設課 生涯学習課・中央公民館(各教育集会所)　教育総務課　文化財課 学校教育課
10 月９日	課税課　管財課　財政課　収税課　中央図書館・北部図書館・ 南部図書館　いがっこ給食センター夢　いがっこ給食センター元気 健康推進課
10 月 14 日	防災危機対策局　市議会事務局　監査委員事務局・公平委員会・ 固定資産評価審査委員会　人権政策課　同和課(八幡町市民館・ しろなみ児童館・下郡市民館・寺田市民館・いがまち人権センター・ ライトピアおおやまだ・青山文化センター)　多文化共生課 戸籍住民課　くらし安全課
10 月 21 日	上野総合市民病院(病院総務課　医療事務課 健診センター健診管理課)　環境政策課・環境センター 資源循環推進課　さくらリサイクルセンター・不燃物処理場 浄化センター

書面監査

令和８年９月 ～ 10 月	未来政策課　行政改革課　秘書広報課　総務課・ 選挙管理委員会事務局　人事課　デジタル自治推進課　契約監理課 交流政策課　文化振興課　スポーツ振興課　公共交通課 地域政策課　上野支所　伊賀支所　島ヶ原支所　阿山支所 大山田支所　青山支所　産業政策課　観光振興課　中心市街地課 農業振興課・獣害対策室　未来の山づくり推進課　農村整備課 建設政策課　道路河川課　都市計画課・開発指導室　建築課 住宅政策課　空き家対策課　消防総務課　予防課　通信指令課 管理課　消防救助課　救急課　東分署　南分署　西分署 地域防災課　出納室　農業委員会事務局　経営企画課　水道工務課 水道施設課　下水道課 新居保育所　猪田保育所　神戸保育所　柘植保育園　西柘植保育園 壬生野保育園　希望ヶ丘保育園　ともだ保育所　さくら保育園 桃青の丘幼稚園 上野東小学校　上野西小学校　久米小学校　上野北小学校 府中小学校　中瀬小学校　友生小学校　上野南小学校 成和東小学校　成和西小学校　三訪小学校　柘植小学校 西柘植小学校　壬生野小学校　島ヶ原小学校　阿山小学校 大山田小学校　青山小学校　崇広中学校　緑ケ丘中学校 城東中学校　上野南中学校　柘植中学校　霊峰中学校 島ヶ原中学校　阿山中学校　大山田中学校　青山中学校

４　監査の着眼点

伊賀市監査基準に従い、令和８年度及び一部令和７年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その運営及び組織が合理的であるか、また令和８年度定期監査の重点項目として定めた、伊賀市が支出する補助金が、伊賀市補助金等交付規則や個別に定められた補助金交付要綱等に基づき、審査、執行等が適切に行われているかを主眼として監査を実施した。

５　監査の実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた調査票及び関係諸帳簿類について、内容の点検、確認、照合等を行い、また関係職員から説明を聴取した。

なお、今年度の対面監査の対象としていない所属に対しては書面監査を実施した。

６　監査の結果

伊賀市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行及び

経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし、軽易な事務上の誤りについては、その都度、関係職員に是正を行うよう口頭による指導を行ったが、一部の事務処理において改善や検討を要する事項が見受けられたため、今後の事務処理及び事業執行に際してはその措置を講じられたい。

なお、監査結果の評価に当たっては次のとおり区分し、指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また、複数の部署に共通する事項のうち、顕著な事例については、各部署個別事項に再掲した。

（抜粋）監査の結果の報告に関する取扱要領（令和５年４月１日監査委員訓令第１号）

（趣旨）

第１条　この要領は、監査委員による監査（以下「監査」という。）の結果に関する報告の区分及びその基準並びに当該報告の公表について、伊賀市監査委員条例（平成 16 年伊賀市条例第９号）第 11 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（監査の結果に関する報告の区分及びその基準）

第２条　監査の結果に関する報告の区分及びその基準は、原則として次のとおりとする。

（１）　勧告　次のいずれかに該当するものに対する報告の区分とする。

ア　法令又は条例に違反しているもののうち重大と判断されるもの

イ　不当な行為により公務の執行や信頼性に重大な影響を及ぼすと判断されるもの

ウ　書類の隠匿、改ざんその他の故意による違反行為

エ　重大な過失又は著しい怠慢により誤りを生じているもの

オ　著しく非効率的なもの又は著しく妥当性を欠くもの

カ　アからオまでに掲げるもののほか、特に勧告すべき重大な事項と認めるもの

（２）　指摘事項　次のいずれかに該当するものに対する報告の区分とする。

ア　法令、条例、規則等に定める事務処理手続に適合していないもの

イ　事務又は事業で経済性、効率性又は有効性に疑義があると思われるもの

ウ　過誤等の事項で内容が重大と思われるもの

エ　アからウまでに掲げるもののほか、特に指摘すべき事項と認めるもの

（３）　意見　次のいずれかに該当するものに対する報告の区分とする。

ア　指摘事項には至らないが改善を要するもの

イ　事務の執行又は事業の管理の状況について、経済性、効率性又は有効性の観点から検討する必要があるもの

ウ　組織及び運営の合理化に資するため、意見を述べる必要があるもの

エ　所属する部署だけでは改善が困難なもので、他の部署等との調整が必要であるもの

オ　アからエまでに掲げるもののほか、法令、条例、規則、通達、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があるもの

7　令和８年度定期監査における指摘事項及び意見並びに確認事項

《全所属に対する意見》

①内部統制について

内部リスクの認識及びコンプライアンスのための事故等への対応に関する要領に基づき、再発防止や情報共有、注意喚起等のために一定期間に発生した事故や内部リスク等についてとりまとめた文書として内部統制状況報告書を作成し、公表するものとなっている。公表内容が各課に把握されているかを確認した。

【意見】

同一のリスク内容であっても、所属によって報告がされている場合とそうでない場合があることや、内部統制状況報告書により公表された内容を、所管課が正しく把握できていない事例が一部見受けられた。ついては、報告の基準を統一し、また、公表の内容についても各課で共有されたい。

②時間外勤務時間・年次有給休暇の取得について

時間外勤務時間や年次有給休暇の取得日数については、各所属の業務内容の違いや職員個々の事情、各職員における勤怠条件の違いがあるものの、所属間あるいは職員間において、非常に大きな差が生じている。また、特定の所属においては長時間の時間外勤務が常態化しており、職員の健康管理上、この軽減、解消は急務である。

時間外勤務時間の削減や休暇を取得することは、職員にとって心身の疲労回復やリフレッシュ効果などがもたらされ、事務事業を効率的かつ効果的に進めていく上でも大きなメリットがあるため、その現状を確認した。

【意見】

年次休暇の取得日数が少ないことに対して、休日出勤等の振替休暇により年次有給休暇の取得に至らなかったとする回答が散見されるが、振替休暇は年次休暇を代替するものではないため、所管課ごとに個々の事情があることは理解できるところであるが、極力これを理由とせず、年次休暇の積極的な取得を勧奨されたい。

また、やむを得ない事情がある場合を除いて、時間外勤務に就く際には必ず所属長に対する事前申請・事前命令により許可を受けることを徹底されたい。

職員一人ひとりの時間外勤務時間の削減や休暇取得の促進を所属長による業務マネジメントの取り組みで解消しようとするには限度がある。これまでも幾度となく実施されてきたことではあるが、改めて市役所全体での現状の把握と、その障壁となっている課題を整理し、職員の働き方、休み方の改善に努められたい。

《全所属に対する確認事項》

補助金等について

補助金等の適正化に関する指針に基づき、各部局にて個別の補助金交付要綱が整備された。これらの整備された交付要綱及び伊賀市補助金等交付規則に従って、補助

金が適正に審査、支出されているかを確認した。

【確認事項】

・補助金等の審査にあたっては交付団体から提出を受ける書面について規定されているが、特に着手届が提出されていない場合が頻繁に見受けられるため、注意されたい。

・補助金交付の目的や補助対象者、対象事業や経費について、補助金交付要綱及び伊賀市補助金交付規則が遵守されているかを審査の際には必ず確認されたい。

《各所属に対する指摘事項及び意見》

防災危機対策局

【指摘事項】

不動産賃貸借契約のうち後年度における予算の裏付けのない契約となっているものについて、契約内容の見直し時期を具体的に定められたい。

【意見】

・監査資料(様式)の提出期限を遵守されたい。

・時間外勤務の事前申請・命令を徹底されたい。

(地域力創造部)

文化振興課

【指摘事項】

後年度における予算の裏付けのない契約については早急に見直されたい。

(財務部)

管財課

【意見】

借上、貸付料の算定に際してはその評価額を用いることとされているが、鑑定評価額の時点修正についての考え方を整理されたい。

(人権生活環境部)

人権政策課

【意見】

時間外勤務の事前申請・命令を徹底されたい。

環境政策課・環境センター、さくらリサイクルセンター

【意見】

一般廃棄物処理施設周辺地域環境整備事業交付金について、以下の通り取り組まれたい。

・各々の部署が相互に連携、情報共有し、適切な補助金交付事務に努められたい。
・交付要綱第４条に定める交付対象事業の範囲を逸脱していないかを常に確認されたい。
・交付要綱第５条に記載のとおり、交付金の算定にあたっては、市内の他の自治団体との権衡を考慮されたい。

（健康福祉部）
こども政策課
【指摘事項】
・補助金の一部で例規に定められた書面が添付されていなかった。例規に従って、該当する書面を整備されたい。
・放課後児童健全育成事業補助金交付要綱について、第４条で「補助金の額は、別表の区分の欄に掲げる区分に応じ」としているが、別表を確認したところ第５条関係となっているため、これを改められたい。
【意見】
放課後児童クラブの運営に際しては支援員に対して必要な研修を提供するほか、指定管理者と密に連携し、児童の安全確保や保育環境の改善に努められたい。

保育幼稚園課
【指摘事項】
・各保育所（園）、幼稚園における現金の取扱いに関して、現金出納簿や出納整理簿の整備を図られたい。また、領収書用紙の取扱いについては、会計事務の手引きに準拠されたい。
・各保育所（園）、幼稚園における遊具の業者点検で、一定基準を下回る判定となった際には点検業者と施設長で協議のうえ使用中止としているとのことであるが、一部の施設においては一定基準を下回る結果が数年続いている状況にもかかわらず該当の遊具を使用しているとのことであった。遊具の使用基準について再度確認し、基準に準じた運用を徹底されたい。
【意見】
各保育所（園）、幼稚園における備品の状況に関して、備品台帳の備え付けや、突合の程度が一定ではなかったことから、備品状況の把握について周知されたい。

健康推進課
【指摘事項】
補助金の一部で例規に定められた書面が添付されていなかった。例規に従って、該当する書面を整備されたい。

（産業農林部）

観光振興課

【意見】

　各協議会等における加入団体の負担割合等を定めた規約等について確認し、整理されたい。

農業振興課

【意見】

・負担金と補助金等についてはその根拠法令などが異なることから、報告の際にはこれらが明確に区別できるように記載されたい。

・市が会計事務を取り扱う団体の通帳及び印鑑について、保管場所を別としている場合であっても、同一の人物が鍵を管理することがないように取り扱われたい。

（教育委員会）

いがっこ給食センター夢

【意見】

　内部統制状況報告書への報告について、報告の基準を類似の職務を行う他所属と統一されたい。